

○守山市犯罪被害者支援条例施行規則

平成14年3月11日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、守山市犯罪被害者支援条例(平成13年条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則30・一部改正)

(支援金支給審査会)

第2条 市長は、条例第8条に規定する認定について、適正かつ円滑な運営を図るため、守山市犯罪被害者等支援金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長および委員若干名をもって組織する。

3 会長は副市長を、副会長は環境生活部長をもっててて、委員は関係部課長、関係機関の者のうちから市長が任命または委嘱する。

(平17規則51・平19規則30・一部改正)

(支援金を支給しない場合)

第3条 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者または条例第3条の第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。)と加害者の間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、遺族支援金または傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給しないものとする。

(1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(3) 3親等内の親族

(4) 同居の親族

(支援金を支給しない該当行為)

第4条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、支援金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を教唆し、または幫助する行為

(2) 暴行または脅迫、屈辱等当該犯罪行為を誘発する行為

(3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(支援金を支給しない該当事由)

第5条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していること。(その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者またはその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、または身体に重大な害を加えたこと。

(支援金の支給に関する特例)

第6条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金については、当該傷害支援金と遺族支援金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から1年以上経過して死亡した場合は、この限りでない。

(支援金の支給申請)

第7条 条例第6条の規定により遺族支援金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、守山市遺族支援金支給申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書、その他当該被害者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (3) 被害届の受理証明書(別記様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第7条の規定により傷害支援金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、守山市傷害支援金支給申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 身体上の障害の状態に関する医師または歯科医師の診断書
- (2) 被害届の受理証明書(別記様式第4号)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(支援金の支給決定等)

第8条 市長は、支援金の支給に関する審査を行い、支給することとしたときは守山市支援金支給決定通知書(別記様式第3号)により、支給しないこととしたときはその理由を付した文書により、申請者に通知するものとする。

(平19規則30・全改)

(委任)

第9条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年4月1日規則第51号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月28日規則第30号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

守山市遺族支援金支給申請書

年 月 日

守山市長

あて

申請者 氏 名 印
住 所
被害者との続柄
電話番号

守山市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第1項の規定により、遺族支援金の支給を申請します。

被 害 者	氏 名	男・女	
	生年月日	年 月 日生	
	住 所		
被 害 を 受 け た 日		年 月 日	
被 害 を 受 け た 場 所			
警察署の被害届受理日		年 月 日	
他 の 第 1 順 位 遺 族	氏 名	被害者と の続柄	住 所
添付書類 被害者の死亡診断書または死体検案書・その他() ※申請者と被害者の関係を証する書類・戸籍謄本、その他の証明書で第1順位を証明できる書類の添付			

様式第2号(第7条関係)

守山市傷害支援金支給申請書

年 月 日

守山市長

あて

申請者 氏名 印
住所
被害者との続柄
電話番号

守山市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第2項の規定により、傷害支援金の支給を申請します。

被 害 者	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
	住所	
被害を受けた日	年 月 日	
被害を受けた場所		
警察署の被害届受理日	年 月 日	
添付書類 診断書・その他() ※申請者と被害者の関係を証する書類・戸籍謄本、他の証明書添付		

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

守山市長

守山市支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました 遺族支援金 につきましては、下記の
傷害支援金
とおり支給決定いたしましたので通知します。

記

1 支援金の額 円

様式第4号(第7条関係)

被　害　届　出　証　明　書

年　月　日

県・府・庁　警察署長　様

届 出 人 人	住　所	県	市
	府	郡	
被害者との 関係		届出人の氏名	

次のとおり届け出たことを証明願います。

被　害　者	住　所	県	市
	氏　名	府	郡
被　害	日　時	生年月日	年　月　日
	場　所	年　月　日　午　時	分ごろから の間
	被害の模様		
届　出	年　月　日		
証明書を必要とする理由	守山市(遺族・傷害)支援金支給申請書に添付するため		
証明書の提出先	守山市役所		

上記の通り届出があつたことを証明する。

年　月　日

県・府・庁

警察署長　印

別記様式第 1 号(第 7 条関係)

(平19規則30・一部改正)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 8 条関係)

(平19規則30・全改)

様式第 4 号(第 7 条関係)

(平19規則30・一部改正)